

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策としての雨水の流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置する者に対して、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業 助成金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 助成事業者 助成事業を行う者をいう。
- (3) 雨水貯留施設 建築物の雨どいから雨水を貯留するために当該建築物の敷地内に設置する貯留量が100リットル以上の貯留槽及びその附属設備をいう。
- (4) 雨水浸透施設 建築物の雨どいから雨水を地中に浸透させるために当該建築物の敷地内に設置する浸透ます及びその附属設備をいう。

2 雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）は、大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）が別に定める大津市雨水貯留浸透施設設置基準に適合するものでなければならない。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 雨水貯留施設の助成対象者は、大津市内に住宅、事業所等の建築物（建築中及び建築確認書等により建築が確実なものを含む。以下同じ。）を所有し、又は所有が確実な個人若しくは団体又は所有者の同意を得た使用者とする。
- (2) 雨水浸透施設の助成対象者は、大津市（大津）公共下水道事業計画区域内に住宅、事業所等の建築物を所有し、又は所有が確実な個人若しくは団体又は所有者の同意を得た使用者とする。

(3) その他、公営企業管理者が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とならない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる公的団体
- (2) 下水道使用料又は受益者負担金を滞納している者

- (3) 他の補助制度を利用して建築物を整備する者で、当該補助制度に基づき建築物とともに雨水貯留浸透施設を設置する者。ただし、雨水貯留浸透施設の設置に係る経費について他の補助制度に基づく補助金等が交付されていないことが明確な場合は、この限りでない。

(助成対象経費等)

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費は、雨水貯留施設の購入に要する経費及び雨水浸透施設の設置に要する経費とする。なお、雨水貯留施設の購入に係る助成金の交付は、1建築物ごとに1基分を限度とする。

2 助成金の額は、別表に定める額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金を交付しない。

- (1) 既に助成金の交付を受けている雨水貯留浸透施設の修繕、改善、変更等を行う場合
- (2) 移転補償等に伴う機能回復のために設置する場合
- (3) 展示又は販売を目的とする場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公営企業管理者が不適当と認める場合

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出しなければならない。なお、交付申請の回数は、雨水貯留施設及び雨水浸透施設ごとにそれぞれ1回を限度とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 配置計画図
- (2) 構造図
- (3) 工事見積書又は購入見積書
- (4) 雨水貯留浸透施設の維持管理に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 建物所有者の同意書（申請者が建物所有者と異なる場合）
- (6) その他公営企業管理者が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 公営企業管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が適当

と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

- 2 公営企業管理者は、前項の決定にあたり必要な範囲において条件を付することができる。
- 3 公営企業管理者は、第1項の決定をしたときは、申請者に大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 公営企業管理者は、第1項の審査により交付を不相当と認めるときは、申請者に大津市雨水貯留浸透施設設置助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（雨水浸透施設の施工者）

第7条 雨水浸透施設の設置工事は、大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）第6条に規定する下水道排水設備指定工事店に委託して行わなければならない。

（内容の変更及び中止等）

第8条 助成金の交付の決定について次の各号に規定する条件を付された助成事業者は、第1号及び第3号の承認を受けようとするときは、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金変更承認申請書（様式第5号）を、第2号の承認を受けようとするときは、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金中止承認申請書（様式第6号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容の変更（助成事業の完了後における成果物の変更を含み、公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、公営企業管理者の承認を受けるべきこと。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、公営企業管理者の承認を受けるべきこと。
- (3) 助成事業に要する経費の配分の変更（公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、公営企業管理者の承認を受けるべきこと。

- 2 前項の変更承認申請書には、工事見積書又は購入見積書を添付しなければならない。
- 3 公営企業管理者は、第1項第1号及び第3号の規定による承認の申請があった場合において、助成事業者が大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定変更通知書（様式第7号）又は第1項第2号の規定による承認の申請があった場合において、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定中止通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 4 公営企業管理者は、前項の通知の際、必要な範囲において当該変更又は中止に条件を付することができるものとする。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、大津市雨水貯留浸透施設設置工事実績報告書（様式第9号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事出来高書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（雨水浸透施設の場合のみ）
- (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

3 公営企業管理者は、第1項の実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該雨水貯留浸透施設の現地確認を実施するものとする。

（確定の通知）

第10条 公営企業管理者は、前条の規定による書類の審査及び現地確認の結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者到大津市雨水貯留浸透施設設置助成金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付請求書）

第11条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付請求書（様式第11号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

（取消通知書）

第12条 公営企業管理者は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他法令等又はこれに基づく公営企業管理者の処分に違反したとき

2 公営企業管理者は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を助成事業者到大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還の通知）

第13条 公営企業管理者は、前条の取消しを行った場合において助成事業の当該取消し

を行った助成金が既に交付されているとき、又は確定された助成金の額を超える助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を期限を定めて助成事業者に天津市雨水貯留浸透施設設置助成金返還通知書（様式第 13 号）により命ずるものとする。

（延滞金）

第 14 条 助成事業者は、前条の規定により返還を通知された助成金を納期日までに納付しなかったときは、その未納額につき天津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 41 年条例第 27 号）第 3 条及び附則第 3 項の規定により計算した延滞金を公営企業管理者に納付しなければならない。

2 公営企業管理者は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（維持管理）

第 15 条 この要綱により雨水貯留浸透施設を設置した者は、定期的な保守点検及び清掃を行い、当該施設の機能を正常に保つように努めなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付手続等について必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- １ この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

別表（第４条関係）

施設名	助成金額	交付限度額
雨水貯留施設 (貯留槽)	助成対象経費（１建築物当たり１基）の 2/3	100ℓ以上 150ℓ未満 25,000 円 150ℓ以上 200ℓ未満 35,000 円 200ℓ以上 40,000 円
雨水浸透施設 (浸透ます)	助成対象経費の 2/3	60,000 円

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

$$\overline{\text{Y}} \square\square\square - \square\square\square\square$$

申請者

住所 _____

氏名 _____

電話

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について次のとおり申請します。

事業年度	年度					
助成事業の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業					
設 置 場 所	大津市					
建 物 の 所 有 状 況	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 建築中（完成予定 年 月） ☐ その他（ ）					
設 置 内 容	雨水貯留施設 （貯 留 槽）	容量	リットル	1 基	円 （消費税額及び地方消費税額を含む。）	
	雨水浸透施設 （浸透ます）	内径	cm	基	円 （消費税額及び地方消費税額を含む。）	
工事（購入） 予 定 金 額	円（消費税額及び地方消費税額を含む。）					
交 付 申 請 額	円（千円未満切捨て）					
施行工事店名	店名			担当者		
	指定番号			電話		
添 付 書 類	・配置計画図 ・構造図 ・工事（購入）見積書 ・誓約書 ・同意書（申請者が建物所有者と異なる場合） ・その他（ ）					
調 査 の 同 意	下水道使用料及び受益者負担金の納付状況を調査することに同意します。 下水道使用者（契約者）氏名 年 月 日 申請者 氏名					

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する誓約書

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付を受けるに当たり、雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため、その管理等に関することについて、下記のとおり誓約します。

- 1 雨水貯留浸透施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用は自己の負担とします。
- 2 市が必要に応じて行う雨水貯留浸透施設の状況調査に協力します。
- 3 工事の完成後、施設の変形、破損、浮き上がりその他の異常に起因する事故、問題等が生じてとも一切市の責任を問いません。
- 4 雨水貯留浸透施設を7年以上使用し、存続させ、当該雨水貯留浸透施設を廃止しない限り、その保全に努めます。
- 5 雨水貯留浸透施設を廃止し、又は転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、本誓約書に記載した事項を譲受人に引き継ぐよう努めます。
- 6 この誓約書の有効期間は、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付を受けた日から当該雨水貯留浸透施設を廃止する日までとします。
- 7 この誓約書に定めるもののほか、疑義が生じた場合には市と協議します。

年 月 日

住所

氏名

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

大津市公営企業管理者 印

年 月 日付で申請のあった大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
交付決定金額	円
施 行 場 所	大津市
指 定 工 事 店	
交付条件	(1) 助成金の確定額は、実績報告書が提出された後、その内容の助成金審査及び現地確認を行い決定します。 (2) 助成金交付決定後に交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、公営企業管理者に申請してください。 (3) 工事が完了したときは、実績報告書を公営企業管理者に届けてください (4) 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を公営企業管理者に報告してください。 (5) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。 ① 不正な手段により助成金の交付を受けたとき ② 助成金を当該施設の設置目的以外に使用したとき ③ この要綱の規定に違反したとき ④ その他公営企業管理者が助成の目的が失われると認めたとき

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

大津市公営企業管理者 印

年 月 日付で申請のあった大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり交付しないことと決定したので通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
工事（購入） 予 定 金 額	円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
交付しないことと決定した理由	

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市公営企業管理者

申請者 〒□□□-□□□□
住所

氏名
電話

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業を変更したいので、次のとおり申請します。

事業年度	年度		
助成事業の名称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業		
設置場所	大津市		
変更内容	雨水貯留施設 (貯留槽) 容量 リットル	1基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
	雨水浸透施設 (浸透ます) 内径 cm	基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
工事(購入)予定金額	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)		
交付申請額	円 (千円未満切捨て)		
施行工事店名	店名 担当者		
	指定番号 電話		
添付書類	・配置計画図 ・構造図 ・工事(購入)見積書 ・誓約書 ・同意書(申請者が建物所有者と異なる場合) ・その他()		
変更理由			

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金中止承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市公営企業管理者

〒□□□-□□□□
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた大津市雨水貯留浸透施設設置工事を中止したいので、次のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
設 置 場 所	大津市
工事（購入） 予 定 金 額	円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
交 付 申 請 額	円（千円未満切捨て）
中 止 理 由	

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

(宛先)
様

大津市公営企業管理者 印

年 月 日付 第 号により交付決定した大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり決定変更したので通知します。

事業年度	年度		
助成事業の名称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業		
設置場所	大津市		
設置内容	雨水貯留施設 (貯留槽) 容量 リットル	1 基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
	雨水浸透施設 (浸透ます) 内径 cm	基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
工事(購入)予定金額	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)		
変更後交付決定金額	円		
施行工事店名	店名	担当者	
	指定番号	電話	
条件等			

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定中止通知書

第 号
年 月 日

(宛先)
様

大津市公営企業管理者 印

年 月 日付 第 号により交付決定した大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり中止したので通知します。

事業年度	年度		
助成事業の名称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業		
設置場所	大津市		
設置内容	雨水貯留施設 (貯留槽) 容量 リットル	1 基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
	雨水浸透施設 (浸透ます) 内径 cm	基	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
工事(購入)予定金額	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)		
施行工事店名	店名	担当者	
	指定番号	電話	
条件等			

大津市雨水貯留浸透施設設置工事実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市公営企業管理者

助成事業者 〒□□□-□□□□
住所

氏名
電話

年 月 日付 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市雨水貯留浸透施設設置工事が完了したので、次のとおり報告します。
なお、現地確認の際に不在の場合は、敷地内の立入りを承諾します。

事業年度	年度
助成事業の名称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
設置場所	大津市
工事期間	年 月 日 から 年 月 日
工事内容	工事出来高書のとおり
工事（購入）金額	円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
交付決定額	円（千円未満切捨て）
施行工事店名	店名 担当者
	指定番号 電話
添付書類	・領収書の写し ・工事出来高書（雨水浸透施設の場合） ・工事写真（雨水浸透施設の場合） ・その他（ ）

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金確定通知書

第 号
年 月 日

(宛先)
様

大津市公営企業管理者 ⑩

年 月 日付 第 号により交付決定した大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
交付決定金額	円
工 事 (購 入) 金 額	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
交付確定金額	円

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市公営企業管理者

助成事業者 〒□□□-□□□□
住所

氏名 ⑩
電話

年 月 日付 第 号で交付の確定のあった大津市雨水貯留浸透施設設置助成金について、次のとおり請求します。

助 成 年 度	年度		
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業		
交付請求金額	円		
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	
		支店・本店	
	口座番号	普 通 ・ 当 座	
		番号	
	ふ り が な 口座名義人		
備 考			

- ※ 口座名義人と助成事業者が異なる場合は振り込めません。
- ※ 口座名義人にはふりがなを付けてください。
- ※ 金額の訂正は認められません。
- ※ 金額の頭に〒記号をつけてください。

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

(宛先)

様

大津市公営企業管理者 ⑩

年 月 日付 第 号により交付決定した大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり取り消したので通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
交付決定金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交付確定金額	円
取消しをした理由	

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金返還通知書

第 号
年 月 日

(宛先)
様

大津市公営企業管理者 ⑩

年 月 日付 第 号により交付決定した大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付について、次のとおり期日を定め、返還を命ずる。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	大津市雨水貯留浸透施設設置助成事業
返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日 まで
助成金の既交付金額及び交付年月日 円 年 月 日	

※ 別途納付書により振り込んでください。なお、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱第 1 2 条の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。